

特定非営利活動法人アラヌエボ平成24年度臨時総会議事録

- 1 開催の日時 平成24年11月12日 19:00～19:30
- 1 開催の場所 白馬村北城5813-1
(株)アペックス白馬研修センター 会議室
- 1 総会員数 13名
- 1 出席者数 9名 委任状 3名 1名 欠席
- 1 審議事項
(1)第1号議案 定款の変更について
- 1 議事の経過の概要及び議決の結果
互選により、義煎 信也 氏を議長に選任し、続いて1議案の審議を行った。

第1号議案 定款の変更について

平成24年4月1日施行、特定非営利活動法人促進法改正に伴う定款の変更及び、会員種別の多様化による変化、また、事業年度と実役員任期とのずれの修復のために、以下のように定款を変更することについて審議を行った。

変 更 後	現 行
<p>第5条</p> <p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、<u>その利益</u>は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p>	<p>第5条</p> <p>2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、<u>その収益</u>は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p>
<p>第6条</p> <p>この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人</p> <p>(2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会する個人及び団体</p> <p>(3)法人会員 この法人の事業の目的に賛同し、この法人の施設利用を目的とする法人</p> <p>(4)競技団体 この法人の事業の目的に賛同し、この法人の施設を利用する競技団体</p>	<p>第6条</p> <p>この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1)正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人</p> <p>(2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会する個人及び団体</p>
<p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>2 理事のうち、1人を理事長、<u>副理事長及び常務理事</u>を若干名置くことができる。</p>	<p>第13条 この法人に次の役員を置く。</p> <p>2 理事のうち、1人を理事長、常務理事を若干名置くことができる。</p>
<p>第14条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 <u>理事長、副理事長及び常務理事</u>は、理事の互選とする。</p>	<p>第14条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 理事長及び常務理事は、理事の互選とする。</p>
<p>第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 <u>副理事長及び常務理事</u>は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p>	<p>第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p>
<p>第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>
<p>第23条</p> <p>(5) 事業計画及び活動予算</p> <p>(6) 事業報告及び活動決算</p>	<p>第23条</p> <p>(5) 事業計画及び収支予算</p> <p>(6) 事業報告及び収支決算</p>

<p>第 29 条 会議における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第 29 条 会議における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p>
<p>第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称</p> <p>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</p> <p>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p>
<p>第 32 条</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>	<p>第 32 条</p> <p>(4) 財産から生ずる<u>収入</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p>
<p>第 37 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>第 37 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>
<p>第 38 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講ずることができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p>	<p>第 38 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の<u>収入支出</u>とみなす。</p>
<p>第 39 条 予算超過又は予算外の<u>費用</u>に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。</p>	<p>第 39 条 予算超過又は予算外の<u>支出</u>に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。</p>
<p>第 41 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>第 41 条 この法人の事業報告書、<u>収支</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>

満場一致をもって定款の変更を承認した。

1 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事録をまとめるにあたり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、互選により次の 2 名を選任した。

議事録署名人 柴田 謙二
同 勝野 幸男

以上により、本日の議事を終了し、議長は今後の協力を要請して閉会を宣言した。
上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成 24 年 11 月 12 日

議長
議事録署名人
同

義 兼 信 也
柴 田 謙 二
勝 野 幸 男



